

北空知における地域医療・介護の提供体制の確保と連携に関する協定書

深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町及び沼田町（以下「関係市町」という。）は、北空知第二次保健医療福祉圏における地域医療及び介護サービスの提供体制の確保を図るために広域的に実施する地域医療・介護の連携推進事業に関する協定を以下のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、北空知第二次保健医療福祉圏において、住民が医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域医療及び介護サービスの総合的な提供体制を確保するため、関係市町が北海道空知総合振興局保健環境部深川地域保健室（以下「深川保健所」という。）、一般社団法人深川医師会（以下「深川医師会」という。）、深川地区消防組合、介護サービス事業者等の関係機関・団体と協働し、地域医療・介護に係る連携推進事業を広域的に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（事業）

第2条 広域的に実施する地域医療・介護に係る連携推進事業（以下「広域事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- （1）救急医療及び地域医療の確保と連携推進に関する事業
- （2）在宅医療・介護の連携推進に関する事業
- （3）認知症施策の連携推進に関する事業
- （4）介護及び生活支援サービスの確保と連携推進に関する事業
- （5）その他地域医療及び介護サービスの確保と連携推進に関する事業

（協定期間）

第3条 この協定の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに関係市町から何らかの意思表示がないときは、更に1年間その期間は延長されるものとし、その後も同様とする。

（実施方法）

第4条 関係市町は、広域事業の実施を協議するため、関係市町、深川保健所、深川医師会、深川市立病院、深川地区消防組合、介護サービス事業者等の関係機関・団体で構成する北空知地域医療介護確保推進協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

2 関係市町は、広域事業の一部を深川医師会、深川市立病院その他関係機関・団体に委託することができるものとする。

3 協議会は、広域事業を円滑に実施するため、必要に応じて事業実施要綱等を別に定めて行うものとする。

（協議会）

第5条 協議会の委員は、関係市町長、深川保健所長、深川医師会長、深川市立病院長、深川地区消防組合消防長、介護サービス事業者の代表及び介護関係団体の代表とし、その代表は関係市町長が協議し委嘱するものとする。

2 協議会の会長は深川市長とし、副会長は深川医師会長とする。

3 協議会は、会長が招集し主宰する。会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

4 第1項に規定する介護サービス事業者の代表及び介護関係団体の代表の委員任期は2年とする。

(運営会議及び部会等)

第6条 協議会を円滑に運営するため運営会議を設置するとともに、必要に応じて専門事項を協議するため部会等を設置することができるものとする。

2 運営会議の委員は、第5条に規定する協議会の委員が所属する機関・団体の担当者で構成し、協議会の会長が各機関・団体からの指名を受けて委嘱する。

3 運営会議に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 運営会議は、座長が主宰する。座長に事故あるときは、副座長がその職務を代行する。

5 部会等の設置は、運営会議で協議し決定する。

(地域医療介護連携支援センター事業)

第7条 関係市町は、次に掲げる事業を深川市立病院に委託するものとする。

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第2項第4号に規定する事業(在宅医療・介護連携推進事業)

(2) 前号を除く介護保険法第115条の45に規定する事業(地域支援事業)のうち関係市町が広域事業として実施する事業

(3) 第4条に規定する協議会の運営(事務局業務)

2 深川市立病院は、北空知地域医療介護連携支援センター(以下「センター」という。)を院内に設置し、前項の事業を実施するものとする。

3 深川市立病院は、センターを円滑に運営するために必要な職員(看護師、社会福祉士、介護支援専門員などの専門職員)を配置するとともに、相談室その他必要な設備等を備えるものとする。

4 センターは、毎年度、協議会に事業報告し評価を受けるものとする。

(休日・夜間救急医療体制確保事業)

第8条 関係市町は、次に掲げる事業を深川医師会及び深川市立病院に委託するものとする。

(1) 休日当番医事業

(2) 夜間急病相談及び診療事業

(3) 休日・夜間救急医療従事医師確保事業

2 休日当番医事業は、次に掲げる内容とし、深川医師会に委託するものとする。

(1) 休日救急医療事業 当番医を設定し、休日の急病診療に対応する。

ア 対象日 日曜、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）

イ 設置施設 内科系・外科系1施設

ウ 開設時間 午前8時30分から午後5時まで（ただし、他の時間帯で営業時間が設定されている病院・医院については、各施設の営業時間とする。）

（2）救急医療普及啓発事業 講演会の開催などにより、救急医療体制を確保・継続するための普及啓発事業を実施する。

3 夜間急病相談及び診療事業は、次に掲げる内容とし、深川市立病院に委託するものとする。

（1）事業内容 電話での診療相談を行う夜間急病テレホンセンターを設置するとともに、必要に応じて急病診療を行う。

（2）設置時間 毎日午後5時から翌朝8時30分まで

4 休日・夜間救急医療従事医師確保事業は、深川市立病院の休日・夜間における救急診療に従事する医師を確保するため、関係市町が深川市立病院及び深川医師会と共同して実施するものとする。

（委託契約及び補助申請）

第9条 広域事業に関する委託事業者との委託契約は、関係市町を代表して深川市が締結し、委託料を支払うものとする。

2 関係市町は、委託事業者と協議し、広域事業の実施に必要な経費を算定するものとする。

3 広域事業に関し、国又は道から個別に補助金が交付される場合は、関係市町を代表して深川市が交付申請手続きを行うものとする。

（市町負担金）

第10条 広域事業の実施に要する経費は、関係市町で負担するものとする。

2 関係市町それぞれの負担金の算出方法は、関係市町が協議し毎年度決定するものとする。

3 深川市を除く関係町は、前項により算出された負担金を深川市に支払うものとする。

（疑義等の決定）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、関係市町は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

2 関係市町は、前項の協議及び広域事業の調整のため、地域医療・介護担当課長等会議を必要に応じて開催するものとする。

3 広域事業の調整に関する庶務は、深川市が担当する。

（協定の改定）

第12条 この協定の締結後、この協定で定めた事項について変更の必要が生じたときは、関係市町が協議して協定を改定することができるものとする。

(その他)

第13条 この協定の締結により、北空知地域夜間・休日の救急医療体制確保対策に関する協定書（平成24年3月27日締結）は廃止するものとする。

関係市町は、この協定の締結のため、関係市町の各市町長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年 3月 18日

深川市
深川市長 山下 貴史

妹背牛町
妹背牛町長 寺崎 一郎

秩父別町
秩父別町長 神 薮 武

北竜町
北竜町長 佐野 豊

沼田町
沼田町長 金平 嘉則

〇〇市町在宅医療・介護連携推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第2項第4号の規定に基づき、在宅医療・介護連携推進事業の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は〇〇市町とし、深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町及び沼田町（以下「関係市町」という。）が連携し広域的に実施するものとする。

2 関係市町長は、この事業を広域的に実施するために必要な事項について協定を締結するとともに、この事業を深川市立病院に委託して実施するものとする。

(事業内容)

第3条 この事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域における在宅医療及び介護に関する情報の収集、整理及び活用を行う事業
- (2) 医療・介護関係者により構成される会議の開催等を通じて、地域における在宅医療及び在宅介護の提供に必要な当該提供に携わる者その他の関係者の連携（以下「在宅医療・介護連携」という。）に関する課題の把握及びその解決に資する必要な施策を検討する事業
- (3) 医療・介護関係者と共同して、在宅医療及び在宅介護が円滑に提供される仕組みの構築に向けた具体的な方策を企画及び立案し、当該方策を他の医療・介護関係者に周知する事業
- (4) 医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業
- (5) 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- (6) 医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得や当該知識の向上のために必要な研修を行う事業
- (7) 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う事業
- (8) 他の市町との広域的な連携に資する事業

(経費負担)

第4条 前条に定める事業の実施に要する経費の関係市町間における負担の方法等については、第2条第2項に基づく協定により定める。

(協議会)

第5条 関係市町は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するための課題等について多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、関係機関等との連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場として、協議会を共同で設置するものとする。

2 協議会について必要な事項は、第2条第2項に基づく協定により定める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、関係市町長が協議して定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

〇〇市町地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項第2号の規定に基づき、地域リハビリテーション活動支援事業の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は〇〇市町とし、深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町及び沼田町（以下「関係市町」という。）が連携し広域的に実施するものとする。

2 関係市町長は、この事業を広域的に実施するために必要な事項について協定を締結するとともに、この事業を深川市立病院に委託して実施するものとする。

(事業内容)

第3条 この事業は、リハビリテーション専門職等が〇〇市町地域包括支援センターと連携しながら、通所又は訪問介護事業所、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等における介護予防の取り組みを総合的に支援することにより、地域における介護予防の機能強化と高齢者の自立支援に資する取り組みを促すものとする。

(経費負担)

第4条 前条に定める事業の実施に要する経費の関係市町間における負担の方法等については、第2条第2項に基づく協定により定める。

(協議会)

第5条 関係市町は、第3条の事業内容を推進するため、関係機関等との連携の緊密化を図るとともに、事業の円滑な推進のための協議を行う場として、協議会を共同で設置するものとする。

2 協議会について必要な事項は、第2条第2項に基づく協定により定める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、関係市町長が協議して定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。